

明石市公共工事の前金払等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市財務規則（昭和40年規則第17号）第58条第2項の規定に基づく前金払及び同条第4項の規定に基づく中間前金払を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(前金払の限度額)

第2条 前金払により支払うことができる金額は、当該請負代金額の10分の4（1万円未満切捨て）以内とする。

(中間前金払の要件及び限度額)

第3条 中間前金払は、当該工事について既に前払金を支出している場合において、次の各号に掲げる要件を全て満たしているときにできるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（以下「進捗額」という。）が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前金払により支払うことができる金額は、当該請負代金額の10分の2（1万円未満切捨て）以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金及び中間前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(中間前金払と部分払の併用)

第4条 中間前金払は、部分払と併用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、部分払の支払を受けた後に中間前金払の請求はできないものとする。

(中間前金払の要件認定方法)

第5条 中間前金払を受けようとする請負者は、支払請求に先立ち、中間前金払認定請求書（様式第1号）及び工事履行報告書（様式第2号）（以下「認定資料」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請負者から前項の認定請求があったときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを審査する。この場合において、工事履行報告書の数値等に疑義があるときは、当該数値等の根拠となる資料の提出を求めることができるものとする。

3 前項の審査における進捗額の算定に当たり、工事現場に搬入された検査済の工事材料があるとき又は製造工場等に検査済の工場製品があるときは、その額を当該工事の出来高に加算して進捗額を算定することができるものとする。

4 第2項の審査における進捗額の算定に当たり、設計図書の変更指示書による変更指示が行われている工事で、変更契約が行われていないものについては、進捗率（進捗額を請負代金額で除した率）を算定する場合の請負代金額は認定請求時点での請負代金額とする。なお、この場合において、変更指示により新規工種等の追加があるときは、新規

工種等に係る出来高は認定対象の進捗額に含めないこととする。

- 5 市長は、第2項の審査の結果、その内容が適当と認めるときは、当該認定請求書を受理した日から7日（明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、中間前金払認定調書（様式第3号）を請負者に交付するものとする。
- 6 市長は、第2項の審査の結果、その内容が不相当と認めるときは、当該認定請求書を受理した日から7日（休日を含まない。）以内に、請負者に承認しない理由を付した中間前金払不認定調書（様式第4号）を交付するものとする。

（前金払等の請求）

第6条 前金払又は中間前金払（以下「前金払等」という。）を請求する請負者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と当該工事請負契約において定めた工事完成期限を保証期限とする前金払等に関する保証契約を締結しなければならない。

- 2 前金払等を請求する請負者は、前項に規定する保証契約を締結したときは、市長に請求書を提出するとともに、保証事業会社が発行する保証証書を寄託しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求書及び保証証書を受理したときは、その日から14日以内に前払金又は中間前払金（以下「前払金等」という。）を支払うものとする。
- 4 請負者は第2項の保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、当該保証証書の寄託したものとみなす。
- 5 第2項の保証証書（電磁的方法を含む）は、予算主管課長が保管するものとする。

（前金払等の通知）

第7条 市長は、工事の入札等を行うときは、前金払等の有無及び限度額について、入札公告又は指名通知書に記載して通知するものとする。

（特約事項の記載）

第8条 前金払等をする工事の請負契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）前金払等は、請負人が保証事業会社と前払金の保証に関する契約を締結し、かつ、当該保証証書を市長に寄託した後に支払うこと。
- （2）工事請負代金の部分払をするときは、部分払金から出来高に前払率（中間前金払を含む）を乗じて得た額を差し引いて支払うこと。
- （3）前払金等を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないこと。

（前払金等の額の変更）

第9条 市長は、前払金等の支払後において、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更した請負代金額が当初の請負代金額に比して10分の4以上増加するときは、変更後の前払金等の額に相当する額から既に支払った前払金等の額を差し引いた額以内の金額を追加して支払うことができる。

2 前払金等の支払後に設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更した請負代金額が著しく減少する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、請負者は、その超過額を契約変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、当該期間内に部分払の支払をするときは、その部分払額から当該超過額を控除することができる。

(1) 既に支払った前払金（中間前払金を支払っていない場合に限る。）の額が変更後の請負代金額の10分の5を超えるとき。

(2) 既に支払った前払金及び中間前払金の合計額が変更後の請負代金額の10分の6を超えるとき。

3 前項の規定にかかわらず、その超過額が前払金等の支払済額との割合において相当の額に達し、これを返還させることが前払金等の使用状況から見て著しく不相当と認められるときは、市長は請負者と協議して別に返還額を定めるものとする。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市長が当該返還額を定め、請負者に通知するものとする。

(前払金等の使途制限)

第10条 前払金等は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることはできない。ただし、前払金（中間前払金を除く。）の100分の25を超えない額の範囲で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることができる。

(前払金等の返還)

第11条 前払金等の支払を受けた請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該前払金等の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前払金等を前条に規定する経費以外に使用したとき。

(2) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。

(3) 工事請負契約が解除されたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に認めたとき。

(債務負担行為契約等に係る特例)

第12条 債務負担行為又は継続費に係る契約の前金払等については、第2条、第3条、第5条第4項、第9条の規定中「請負代金額」とあるのは「各会計年度における出来高予定額」と、第3条第1項各号の規定中「工期」とあるのは「各会計年度の工事実施期間」と、第6条第1項の規定中「工事完成期限」とあるのは「各会計年度における出来高予定額の完成期限」と読み替えてこれらの規定を準用するものとする。

2 前項の場合において、第4条第2項の規定については各会計年度を対象として適用するものとする。ただし、当該会計年度の出来高超過額を翌会計年度の当初に部分払として支払う場合は、その限りでないこととする。

(前金払等の不適用)

第13条 市長が特に必要と認めたときは、前金払等をしないことができる。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成21年6月25日制定)

- 1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 公共工事の前金払に関する事務処理要領(昭和50年4月1日制定)は廃止する。
- 3 明石市が発注した1件の設計金額が300万円以上の建設工事であって、この要領の施行日において当該工事が完成していないもの(施行日が属する会計年度において、既に部分払を行っているものを除く。)については、変更契約を締結することにより、中間前金払を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月11日から施行する。

中間前金払認定請求書

令和 年 月 日

明石市長様

請負者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

下記の工事について、中間前金払の実施にあたり、要件を具備していることについての認定を請求いたします。

記

工 事 名	
工 事 番 号	
工 事 場 所	
契約年月日	令和 年 月 日
請負代金額	¥ (当該年度の出来高予定額：¥)
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 〔 当該年度の 工 期：自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 〕
摘 要	

- (注) 1 認定資料として、工事履行報告書、工事工程表及び実施状況が分かる写真を添付すること。
2 債務負担行為等に係る契約の場合は、契約年月日、請負代金額、工期の欄に、請求しようとする年度に係る事項（出来高予定額、工期）を（ ）内に併せて記載すること。

様式第2号 (第5条関係)

工 事 履 行 報 告 書

明 石 市 長 様

請負者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。

工 事 名			
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
日 付	令和 年 月 日 (月分)		
月 別	予 定 工 程 % () は工程変更後	実 施 工 程 % () は予定工程との差	備 考
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
(記事欄)			

(備考) ・必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。
・債務負担行為等契約の場合は、認定請求年月日の属する年度の分のみ提出すること。

工事主管 課 長	主 任 監 督 員	監 督 員

中間前金払認定調書

契約の相手方	
工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	令和 年 月 日
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 〔 当該年度の 工 期: 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 〕
請 負 代 金 額	¥ (当該年度の出来高予定額: ¥)
摘 要	
<p>上記の工事について、その進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">明石市長 ○ ○ ○ ○ 印</p>	

様式第4号 (第5条関係)

令和 年 月 日

請負者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 様

明石市長 ○ ○ ○ ○ 印

中間前金払不認定通知書

令和 年 月 日付けで請求のありました中間前払金の要件具備の認定については、下記の理由により認定は行いません。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契 約 年 月 日
- 4 認 定 し な い 理 由

様式第2号 (第5条関係)

工事履行報告書

明石市長様

請負者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。

工事名	〇〇〇〇〇〇工事		
工期	令和24年7月1日 ~ 令和25年3月31日		
日付	令和25年1月〇〇日 (12月分)		
月別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 % ()は予定工程との差	備考
令和24年7月	0.0 ()	0.0 (0.0)	
8月	2.3 ()	0.8 (-1.5)	
9月	11.3 ()	8.2 (-3.1)	
10月	27.6 ()	32.5 (+4.9)	
11月	37.0 ()	42.8 (+5.8)	
12月	55.8 ()	66.9 (+11.1)	>50%
令和25年1月	76.8 ()	()	
2月	98.2 ()	()	
3月	100.0 ()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
(記事欄)			

- (備考) ・必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。
・債務負担行為等契約の場合は、認定請求年月日の属する年度の分のみ提出すること。

工事主管 課 長	主 任 監 督 員	監 督 員